介護保険サービスに係る医療費控除について

項　　目	内　　容
介護保険サービスのうち医療費控除の対象となるものは何か？	1　医療費控除の対象サービス ① 医療系サービス （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）通所リハビリテーション（※1）、（介護予防）短期入所療養介護（※2）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問介護を利用する場合に限る。）、複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。） ② 上記①（老人保健法等の訪問看護を含む。）と合わせて利用する福祉系サービス 訪問介護（生活援助中心型を除く。）、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問介護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。）、複合型サービス（上記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）（広島市総合事業では訪問介護サービス）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）（広島市総合事業では1日型デイサービス及び短時間型デイサービス） ③　施設サービス 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設 2　医療費控除の対象 ①及び②　サービス利用に係る自己負担額（1割、2割又は3割負担分） （ただし、上記に加えて※1は食費、※2は食費・居住費も医療費控除の対象となる。） ③ サービス利用に係る自己負担額（1割、2割又は3割負担分、食費・居住費） 　（ただし、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設は、自己負担額の1／2となる。） （注1）高額介護サービス費による支給がある場合には、支給額を除いた額が医療費控除の対象となる。 （注2）社会福祉法人利用者負担軽減制度により利用者負担額が軽減されている場合は、軽減後の金額が医療費控除の対象となる。 （注3）介護保険サービスを利用したときに、支払う「日常生活費」、「特別な居住費」、「特別な食費」は医療費控除の対象にならない。 ＜参考＞ ・平成18年12月1日付け厚労省事務連絡「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」 資料1 ・平成28年10月3日付け厚労省事務連絡「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（資料1の改正通知） 資料1－2 ・平成18年12月1日付け厚労省事務連絡「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」 資料2
居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護のみの利用者について、サービス提供票に記載されているとは限らないため、福祉系サービスを提供する事業者は、サービスの利用の有無を確認できないので、どのようにすれば確認できるのか？	平成18年12月1日付け厚労省通知『「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」の一部改正について』（資料3）によると、居宅介護支援事業者は、次のいずれかの方法により、福祉系サービス事業者に連絡することとされている。 1　居宅介護支援事業者は、居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護を居宅サービス計画に位置付けた場合には、サービス提供票（兼サービス計画）の欄外等にこれらのサービスの利用の内容（利用予定日、事業者名等）を記載の上、当該サービス提供票（兼サービス計画）を福祉系サービス事業者に提供する。 2　居宅介護支援事業者は、利用者に対して、保険給付対象外サービスについても、居宅サービス計画に位置付けるとともに、サービス利用票又は週間サービス計画表等に保険給付対象分とは区分し保険給付対象外の費用を記載の上、利用者負担額等について説明を行い同意を得る必要がある。この同意を得た当該サービス利用票又は週間サービス計画表等により、福祉系サービス事業者に対し、利用者が居宅療養管理指導又は老人保健法等による訪問看護を受ける旨の通知をする。〃
訪問介護については、生活援助中心型である場合は医療費控除の対象とならないとされているが、身体介護中心型や「身体介護」と「生活援助」が混在する場合は医療費控除の対象となるのか？	医療費控除の対象となる。
支給限度額を超えた場合の全額自己負担となった部分について、医療費控除の対象となるか?	医療系サービスについては、支給限度額を超えて利用した場合、全額自己負担となった部分についても医療費控除の対象となるが、福祉系サービスについては、支給限度額を超えた部分は、医療費控除の対象とならない。
施設サービスにおいて、入所者が入院外泊等した際の居住費については、医療費控除の対象となるか？	外泊時加算の対象期間（6日間）に限り医療費控除の対象とすることとする。 ＜参考＞ ・平成18年3月8日付け厚労省事務連絡「介護保険サービスに係る医療費控除について」（資料4）